

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 島原修一、大脇久和、田中多門及び青柳雅博並びに 前任久留米市監査委員 八尋義伸及び本村英幸（平成23年5月1日退任）が実施したものです。

平成23年6月17日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

# 財務監査及び事務監査報告

## 第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
都市建設部	総務、防災対策課、都市デザイン課、まちなか整備課 建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化 推進課、路政課、生活道路課、広域道路対策課、公園 土木管理事務所、河川課、用地課	平成23年 4月18日 ～ 5月31日
環境部	総務、環境政策推進課、廃棄物指導課、環境保全課、 斎場、業務課、建設課、施設課	平成23年 4月26日 ～ 5月31日

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成22年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

## 事務監査

### 〔都市建設部〕

- 1 関係自治体の職員のみで構成されている任意団体について、情報交換や会議、先進地視察等を行うために団体を設置する必然性は乏しく、市が負担金を交付することにも疑問があるので、設置の必要性を含め、自治体間の連携活動のあり方について検討されたい。
- 2 所管する任意団体の翌年度への繰越金について、改善に向けて一定の努力はなされているが、依然として過剰な状況にあるので、会長市として、基金化や事業の充実、負担金の削減の提案をするなど、さらなる改善に努められたい。

### 〔環境部〕

- 1 所管する任意団体の繰越金については、前回の監査での指摘を受け、事業の充実や分担金の徴収停止等により改善に努められてはいるが、依然として事業費総額より繰越金が過大な状況にあるので、当該団体の代表市として、構成団体に対しても取組の徹底を提案するなど、一層の改善を図られたい。
- 2 久留米市環境マネジメントシステムによって、コピー用紙使用量の削減に取り組んできているが、いまだ削減目標を達成したことがなく、むしろ使用量は増加傾向にある。  
コピー用紙の使用量のみならず、環境負荷低減の取組については、今や地方自治体の主要な施策であり、久留米市自身の状況は、地域における大きな事業所としてだけでなく、市民や事業所等の理解と協力を得て行政施策を推進する立場にある機関としても、厳しく受け止める必要がある。  
職員全体が改めて現状を真剣に認識し、実践意識と真摯に取り組む職場風土の醸成に努めるとともに、実効性のある内部的な統制の仕組みづくりに取り組まれたい。

## 財務監査

### 〔時間外勤務等の命令事務〕

休憩時間の算入誤りや週休日の振替え方法の誤りにより、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがある。《追給済》  
(環境部)

### 〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時的任用職員の賃金について、遅刻・早退の時間数を誤って算定したことにより、支給額を誤っているものがある。《戻入済》  
(都市建設部、環境部)

### 〔旅費支給事務〕

- 1 旅費について、旅行命令書の記載や講習日の日当の算定が誤っていたことにより、支給額を誤っているものがある。《追給・戻入済》  
(都市建設部、環境部)
- 2 決裁区分を誤ったことにより、旅行命令権者による決裁を受けないまま出張しているものがある。  
(都市建設部)